

写

15生畜第 2138号  
平成15年 6月30日

各都道府県知事 殿

農林水産省生産局長

水産庁長官

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第67号。以下「改正省令」という。）が公布されたので、下記の事項について、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につきご協力をお願いする。

記

## 第1 改正の趣旨

- 1 魚粉、フィッシュソリュブル等の魚介類由来たん白質に関しては、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質を製造する工程と完全に分離された工程で製造されたことを事業者自らが確認したものについて飼料用としての利用が可能であったが、食品残さ由来のほ乳動物たん白質が検出されたことから、念のための措置として、平成14年2月以降牛用の飼料への利用自粛を要請しているところである。

これらの動物由来たん白質を含む飼料及び牛用の飼料を製造する事業場については、「反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成13年13生畜第1366号農林水産省生産局長通知）の第3に準じた対策をとり、クリーニング等により牛用飼料への混入防止を指導してきたところである。

- 2 一方、現行の検査技術では、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生に係るリスクのある反すう動物由来たん白質とそのリスクのないその他の動物由来たん白質を区別することが困難であることから、BSE対策に万全を期す上で、これらの区別が困難な動物由来たん白質について、牛、めん羊、山羊及びしか（以下「牛等」と

いう。)用の飼料に使用しないこと等の措置を講ずることが重要である。

- 3 このため、牛等を対象とする飼料への魚介類由来たん白質の使用を禁止するとともに、魚介類由来たん白質について農林水産大臣による確認制度を導入し、併せて牛等を対象とする飼料の保存基準を定めることとした。

## 第2 改正の概要

### 1 牛等用の飼料への魚粉の使用禁止

牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質を含んではならないこととされた(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)別表第1の1の(1)のサ)。

### 2 魚介類由来たん白質についての農林水産大臣による確認制度の導入

家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質(ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済魚介類由来たん白質」という。)を除く。)を含んではならないこととされた(成分規格等省令別表第1の1の(1)のセ)。

### 3 牛等を対象とする飼料の保存基準

牛等を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質が混入しないように保存しなければならないこととされた(成分規格等省令別表第1の1の(4)のウ)。

## 第3 運用上の注意

### 1 魚介類由来たん白質の取扱いについて

- (1) 確認済魚介類由来たん質白質及びこれを原料するものは、飼料一般の表示の基準に基づく表示が義務づけられたので、表示の徹底について関係者に周知徹底を図られたい。
- (2) 成分規格等省令別表第1の(1)のセの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けていない魚粉、フィッシュソリュブル等の魚介類由来たん白質は、
  - ① 家畜等を対象とする飼料の製造に用いないこと、
  - ② 家畜等に使用しないこと
  - ③ 家畜等を対象とする飼料に混入しないように保存することとされたことから(成分規格等省令別表第1の1の(2)のク、同(3)のキ及び同(4)のエ)、確認済みである旨の飼料一般の表示の基準に合う表示がない魚介類由来たん白質を飼料として取り扱うことのないよう関係者に対して周知徹底を図られたい。
- (3) 確認済魚介類由来たん白質については、牛等を除く家畜等を対象とする飼料に限ってその使用が認められることとなったので、関係者に対し周知徹底を図られたい。
- (4) 平成16年1月1日以降に魚介類由来たん白質を含む飼料を牛等に対し給与した場合には、法令に違反することとなるので、特に牛等飼養農家に対し周知徹底を図られたい。

- (5) 農林水産大臣による確認の日以前に製造又は輸入された魚介類由来たん白質については、帳簿等による確認又は製造国証明機関の証明書と併せて、当該魚介類由来たん白質を検査し、農林水産大臣による製造工程の確認がなされた状態と同一の状態に製造されたものと農林水産大臣が確認したものについてのみ、販売及び使用を認めることとする。
- (6) 確認済魚介類由来たん白質を含む飼料及び牛等を対象とする飼料を同一の製造事業場で製造する場合にあっては、牛等を対象とする飼料への魚介類由来たん白質の混入を確実に防止することとする。
- (7) 輸入品については、販売荷口ごとに別添の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付することとする。

#### 第4 施行期日

改正省令は、平成16年1月1日から施行することとされた。ただし、魚介類由来たん白質のは乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについての農林水産大臣の確認は、施行日前においても行えることとされた。

なお、施行日前の確認は、その前提となる現地調査を計画的に実施する必要があることから、申請から現地調査を行うまで期間を要することがある。また、施行日前の確認による業者間の不公平を避けるため、平成15年12月上旬を目途にその時点で確認ができる事業場について一斉に確認を行い、この時期に確認ができなかった事業場については、施行後に確認することとするので、御了知頂くとともに、計画的な申請について御協力いただきたい。